

# 令和2年第4回定例会議事日程（第4号）

令和2年12月17日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第78号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第81号 吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第82号 よしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第83号 吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第84号 吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第85号 吉富漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第86号 吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第87号 吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第88号 吉富あいあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第89号 吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第90号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第16 議案第91号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について
- 日程第17 議案第92号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第93号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第94号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第18 議案第97号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第13号）について

日程第19 議案第98号 財産の取得について

日程第20 閉会中の継続審査の申し出について

令和2年第4回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和2年12月17日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	12月17日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 角畑 正数	7 番 梅津 義信
	2 番 向野 倍吉	8 番 岸本加代子
	4 番 矢岡 匡	9 番 横川 清一
	5 番 山本 定生	10番 是石 利彦
	6 番 太田 文則	
不 応 招 議 員	3 番 中家 章智	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明 教 育 長 江崎 藏 未来まちづくり課長 和才 薫 総務財政課長 瀬口 直美 住 民 課 長 永野 公敏 税 務 課 長 小原 弘光 会 計 管 理 者	福祉保険課長 守口 英伸 子育て健康課長 石丸 貴之 建 設 課 長 赤尾 慎一 地域振興課長 軍神 宏充 上下水道課長 奥家 照彦 教 務 課 長 別府 真二
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 鍛治 幸平 事 務 局 奥邨 厚志 書 記 小谷瀬鉄平	
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり	
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり	

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 中家議員から欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりあります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、梅津議員、岸本議員、2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 委員長報告

○議長（是石 利彦君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第78号から日程第17、議案第94号までの15案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設、予算決算委員会の各委員長から順次報告を求めます。

本日、総務文教委員長であります中家議員が欠席しておりますので、副委員長であります向野議員に報告をお願いします。

○総務文教常任副委員長（向野 倍吉君） 総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第78号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第81号吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第82号よしみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第83号吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第84号吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第85号吉富漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

去る12月4日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第78号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、広報よしみ6月号で奨学金改正の意見を募集しましたが町民から何件の意見がありましたか。

今回、奨学金審議会に議員が3名参加するようになっていますが、議員に何を期待しているのか考えを聞かせてください。

奨学金の返還月を、今回、6月、10月、2月に変えています。6月、10月はボーナス月の前なので困るという意見はありませんでしたか。

また、返還月は運用で柔軟に変えることもできるのですか。

奨学金の連帯保証人について資産のある人となっています。アパート住まいの方で資産がなく連帯保証人になることができない人が、多分これから多くなると思われます。先日、保証協会等の機構を入れようかという話がありましたが、どういう会社なのか、利率は幾らなのか分かりますか。

奨学金の減免政策による奨学金を活用した若者の定住化促進が今回の条例改正に盛り込まれていませんが、今後は前向きに検討していくのかお聞きします。

今回、条例以外で変えるところは規則の方で柔軟に変えたり、ほかの条例でカバーするという事でよろしいのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、住民からの意見が書面で2名しかなかったことは大変寂しい思いですが、こうした意見も大事にして今後も進めていっていただけることと、入学時と卒業時の増額支給を今後審議していただくことを願って賛成します。

今回の改正は、時代の変化、ニーズに合った一部改正だと思います。奨学金利用者に寄り添った改正だと思います。ただ奨学金は町民の大切な税金で運営しています。安易に貸すだけではなく、やはりしっかりと審議をしていただき、よりよい奨学金運営に努めてもらいたい旨の意見を添えて賛成します。

等々の意見がなされ、採決では原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第81号吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、今回の料金改正は率としては小さいけれど金額としては額が大きいです。いつも使用している団体に料金改正の話はされていますか。

使用者としては安い方がいいですが施設は老朽化が進んでいます。いつかは大規模改修という事態に陥ると考えられるが、その中で、今回値上げした場合、その一部を修繕費として基金の積立て等は可能でしょうか。

フォーユー会館を利用する人は、ホールは町外の方が研修室は町内の方がよく利用しているイ

メージで、ホールの使用料は大幅に値上げしてもいいのかと思いましたが、町内の方と町外の方の使用率で使用料の計算はできないのですか。また計算をしたことはないのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、長年にわたり安い使用料で運営してきたことは評価に値すると考え賛成の意見とします。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第82号よしみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、先日、憩いのやかたの2階にツクローネ吉富の事務所を入れたらいいのではという話を聞きましたが、その場合は時間貸しするのですか。月極め契約がありませんが月極め契約を作らないで良いのですか。条例を変えなくて運用できるのですか。

憩いのやかたを利用していた囲碁の団体は、安全運営上、ほかの施設での利用となっていますが、今後、新しいグループで利用申請があった場合は、どのような対応をされるのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決は原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第83号吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、体育館の場合は、町内、町外の利用者で区別して料金を取っているのですが、今回の値上げは町外の利用者だけという検討はできなかったのですか。

等の質疑がなされ、意見では、今回の改正により近隣と同等もしくは、まだ安価という説明がありました。それを評価し賛成の意見とします。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第84号吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、河川敷の元テニスコートは今の状態のままにしておくのですか。それとローラースケート場は今後も維持管理をしていくのですか。

ローラースケート場の使用料は取っていますか。

今回の改正は陶器市などの大きなイベントの場所貸しの場合であって、町民が河川敷を少し利用する場合などは料金は取らないのですね。

今現在、かわ・まちづくりの計画が着々と進んでいるように伺っています。その施設等の管理、運営は新しい条例を作るのか、それとも、この条例を改正するのか、どのように考えていますか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第85号吉富漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、総合グラウンドの利用は平日は夜間がほとんどだと思いましたが、平日にかかる経費として照明代が大きいのでしょうか。

総合グラウンドは近隣の方々から本当によい施設だと喜ばれていますが、土日の利用が少ないので利用方法の改善の検討はできませんか。もう検討されているのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、吉富町は小さな町だけど子供たちにすごく力をかけてくれた町なので、施設として本当に立派な施設はあります。小さな町なので、こういう施設をうまく使えば人を集めることもできると思います。人を集める場所を前向きに考えていただけるよう意見し、今回の条例改正について賛成とさせていただきます。

今回の改正は遅かったと思いますが、町長の思い切った決断だと思っております。受益者負担が増えても利用者が安全で安心できる施設運営ができることを評価し、賛成意見とします。

近隣と比較して長い間ここまで安く運営できたことは評価に値すると述べて賛成意見といたします。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設常任委員長（梅津 義信君） 福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

議案第86号吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第87号吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第88号吉富あいあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第89号吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第91号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について。

議案第92号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

議案第93号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について。

議案第94号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）について。

去る12月4日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第86号吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、子育て支援センターを借りるのに条件はあるのですか。例えば、子育てに関係のない人達が多目的ホールでコンサートを開くときに借りることができますか。

貸出す条件に町内外の区別がないのはどうしてですか。

使用料の減免については公共性のあるものになっています。狭い意味での公共性で言えば行政あるいは行政的などが使うものと思いますが、子育てというのは広い意味で言えば公共性があると思います。減免の対象にならないのですか。

子育て支援センターを利用するとき申請書に記入した個人データはどのように取扱うのですか。

中津のサンリブ3階にあるプレイルームのように利用することはできますか。

雨が降ってきたときなど急遽利用することはできますか。

等々の質疑がなされ、意見では、使用料の算定方法に同意できない。住民の負担増につながる。もう一つ加えて、子育て支援センターに関しては町がこぞって支援すべき公共性のある子育てを担う施設であり、営利を目的としない町民に使用料は課すべきではないと思います。以上の理由で反対します。

自助公助という考え方で自立できる自治体を目指しています。それと同様に住民にも自立するために自助の考え方は当然広めていかなければならないと思います。そういう意味で、ここは公共施設ですが町民の方、町外の方も福祉に関係するイベントを使用してもいいですよということだろうと感じております。寄り場所を提供するという意味で広がったのではないかと思ひ賛成します。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第87号吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、この施設は老人福祉法に基づいて貸出しを行うのですか。老人福祉法に基づくのであれば借りる方は限定されるのですか。

この施設は老人福祉法に基づいて貸出すので、町内外の区別もないし営利目的も定めていないということよろしいですか。

等々の質疑がなされ、意見では、使用料の算定方法に同意できない。住民の負担増につながる。

それと老人福祉に寄与するための施設から使用料を取るべきではないと思い反対します。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号吉富あいあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、利用する人は限定されているのですか。

現在使用している方は4団体という説明でしたが、どういう団体ですか。

現在使用している4団体の方には使用料の話はしていますか。

使用料の減免はどういう場合なのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、使用料の算定方法に同意できない。住民の負担増につながる。それと健康の増進に限定された方たちに使用される施設から使用料を取るべきではないと思い反対します。

健康の増進に努力されている、決して営利目的ではない団体の使用料は、ぜひとも減免の対象にしていただきたいと希望して賛成します。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第89号吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、使用者に対する町内外の規定、営利目的の場合、使用できない等の条件があるのですか。

使用者条件に町内外の規定がないのはどうしてですか。

等々の質疑がなされ、意見では、使用料の算定方法に同意できない。住民の負担増につながる。以上2点の理由で反対します。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第91号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第92号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、国で後期高齢者の方の医療費の2割負担が年収170万円以上とか240万円以上とか言われますが、仮に170万円以上が2割負担対象になったとき吉富町ではどのぐらいの人

が2割負担の対象になりますか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第93号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、第2配水池の今後について現時点での計画がありましたら教えてください。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第94号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 予算決算委員長。

○予算決算常任委員長（太田 文則君） 予算決算常任委員会審査報告を行います。

議案第90号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第12号）について。

去る12月4日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第90号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、第2表、繰越明許費補正の地域おこし協力隊事業290万円は税込みで全て入った金額ですか。

歳入の特別交付税290万円ですが、残りは幾らですか。

子育てのための施設等利用給付交付金が減額されていますが、その理由を教えてください。

学校保健特別対策事業費補助金はどのような補助金ですか。またメニューの内容を教えてください。

総務費、文書広報費の印刷製本費45万8,000円の内容を教えてください。

文書広報費で、広報については当初予算で職員がデザインを担当することによって経費の削減を図るということでしたが、この予算に盛り込まれていますか。

町の広報は、以前は広告が入るようになっていましたが、今は入っていますか。

総務費、企画費の定住化奨励金120万円の内容を教えてください。

総務費、まち・ひと・しごと創生事業費の地域おこし協力隊導入採用業務委託料について、今回、委託料になっています。直接募集できないのですか。

地域おこし協力隊導入採用業務及びおためし体験プログラム実施委託料はどのような会社に委託するのですか。まちづくり会社にプロポーザルさせて委託することはできないのですか。

地域おこし協力隊は、吉富町が過去に募集をかけたときに応募がなかった理由に目的の指定がなかったことがあります。今回はどういう目的を定めて募集するのですか。

地域おこし協力隊おためし体験プログラム実施委託料について、補助は100万円が限度というイメージを持っていますが、来てくれる当人たちの宿泊や滞在の経費はどのように考えていますか。

地域おこし協力隊は、募集をかけて15名ほどの人が集まったところで体験プログラムを実施して、その中から3名選ぶということなんですか。体験プログラムを経験することが採用の条件になるのですか。

地域おこし協力隊は今回三つの提案をしていますが、もし、これ以外に別のことをしてみたいんだと申込みがあった場合はどのように考えていますか。

地域おこし協力隊は、来年度1年かけて2泊3日の体験を何度も何度もやって探すという話ですか。

提案型の場合、2泊3日の体験プログラムで受入れる施設がない場合は、どこで体験するのですか。

巡回バスについて1年前にも陸運局に関わる見直しがあったと思います。この短いサイクルで見直しを行うことで陸運局の方で何か問題が発生することはないのでしょうか。

今回、オンデマンド交通ではなくデマンド交通になった理由はありますか。

今回のこの交通に関しては、オンデマンド、やはり要求の際に要求に応じたという方が意味合いが特化されているのではないかと思います。名称をオンデマンド交通に変えられないのですか。

先日のデマンド交通の件で同じ時間帯にたくさんの方が利用した場合は3台ということでしたが、利用者が増えた場合はタクシーを増やすことについてタクシー会社と話し合いはできていますか。

デマンド交通は、住民の方にはどのようなものなのか戸惑いがあると思います。その辺の周知、説明は、いつ頃、どのようにされますか。

確認なんです。このデマンド交通の利用者は吉富町内に限ってのことですね。

災害時のデマンド交通は、巡回バスが運行停止した場合、同時に運行を停止するのですか。

デマンド交通は、町内なら知り合いの家まで利用することができますか。

民生費、老人福祉費のバス及びタクシー利用券交通補助金が前からありますが、今回のデマンド交通に使えるのですか。

民生費、社会福祉総務費の返還金と児童福祉総務費の返還金の内容を教えてください。

民生費、老人福祉費の後期高齢者医療療養給付費負担金が578万3,000円が減額されていますが内容を教えてください。

農林水産業費の農業振興事業費補助金はトラクターという話ですが、スマート農業であればトラクターは自動運転に特化されるのではないかと考えています。60馬力で1,000万円はすると思いますが、その2分の1を計上することで3台分なのでしょうか。

ロボットトラクターは乗用での自動運転ですか。それともリモコン操作ですか。

9名の農業者が該当するということですが、個人の方もいるのですか。

トラクター、田植え機は個人の方が維持管理を全部するというのでいいのですか。昔、きちんと使われているか、何年間か県の監査が入ったという話を聞きますが使用する条件とかはあるのですか。

今回この9名の方がトラクターを買いたいので何か補助がないかと話があって補助を見つけてきたのか、県がこのような補助があるから買いませんかということだったのか、どちらでしたか。

今回の予算は要件を満たした人が3名いたのでトラクター3台分計上したということですか。4名満たしていれば4台分計上していたのですか。

今回のスマート農業の補助金ですが、来年度も予算化があるかもしれないという話は聞いていますか。

民生費、子ども医療対策費の子ども医療請求支払システム改修業務委託料はどういった改良になるのでしょうか、改修になるのでしょうか。

ごみ袋の配付はコロナ対策の町からの応援というふうに位置づけてよろしいですか。

土木費、河川総務費の印刷製本費について、河川を何かする予定があるのですか。

消防費で管理職員特別勤務手当と時間外勤務手当が計上されていますが、どのような手当ですか。

教育費の小学校費で消耗品費が計上されていますが、その内容を教えてください。

教育費、社会教育費の研修センター費で光熱水費が計上されていますが、何で今頃計上されるのか教えてください。

総括でお聞きしますが、職員定数76名となっております、現在の職員定数の人数を教えてください。76名には企業会計職員も入っていますか。

等々の質疑がなされ、意見では、このたびの補正予算の中で、オンデマンド交通と地域おこし協力隊については非常に短い期間で仕上げてきたところに感嘆している次第です。以上、賛成意見とします。

地域おこし協力隊導入に向けての取組、またデマンド交通導入は高齢社会における交通弱者の

交通手段を確保するための導入と考えております。花畑町政の思いやりあふれるまちづくりへの前向きな姿勢が感じられ賛成意見とします。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会審査報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、委員長報告を終わります。

---

### 日程第3. 議案第78号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第78号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第78号、奨学金条例の一部改正の討論です。

今回の条例改正、議会から指摘する部分はあるものの、規則などで運用柔軟化と次回改正日への執行部側からの柔軟な対応をすることを信じる、改正そのものは奨学金申請者である吉富の子供たちにとり、申請条件の緩和、近隣と比べても十分な金額の提供、返済時の条件緩和や選択肢の導入と前向きな提案であるので、総論的に賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 議席番号2番、向野倍吉です。

吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、時代の変化、ニーズに合った今回の条例の一部改正は奨学金利用者に寄り添った改正だと高く評価します。ただ奨学金の原資は町民の大切な税金で運営しています。安易に貸すだけではなくしっかりと審議をしていただき持続可能な奨学金制度になるようお願いして、私の賛成討論とします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の改正は、かなり前進した改正だと感じています。しかし2点考えていることがあります。一つは、議員が運営審議会の中に8分の3の割合で入っていることです。私は何らかの行政執行の決定につながる、そうした審議会に議員は入るべきではないと考えています。もう1点は、連帯保証人に不動産の所有が条件づけられていることです。この2点については今後改善していく必要があると思ひ、その意見を添えて賛成します。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第81号 吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第81号吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、公共施設の使用料に関連して受益者負担と算定方法についての考え方が示されました。それは用地及び建設費については加えないが建設後の維持経費を土台とするものでした。これでは土地は用意し建物も造りました、後は使用する方で賄ってくださいという考えというふうに考えます。

負担割合が10%から8%という考えも示されました。その割合がどうであろうと維持経費を負担せよという考え方に変わりはありません。それでは住民の福祉の増進をうたった地方自治体の役割はどこにあるのかなと疑問を覚えています。維持経費は行政が負担すべきです。

受益者負担とは、当事者が得た特別な利益に対して課されるべきものではないでしょうか。それをどう算定するかは、また考えなければならない問題だと思います。

今回の反対理由は、1点は施設維持経費を土台とした算定方法に同意できないということ、もう1点は住民の負担増につながるということで反対します。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の議案81号から議案89号まで各使用料条例の一部改正について同様の討論を行います。

平成26年に議会が否決した町の施設使用料の実質的な値上げ条例である。表記方法に異議が残るが、その部分は町条例全体を一度精査して再度提案するとの話でした。

確かに、新型コロナ禍で皆が疲弊している今かとの疑問はあるが、議会からの指摘と提言もあり今の時期になったとのこと。町民利用者には違う形で保護や助成を拡充することを進言して、総論賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありますか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 反対討論を行います。

コロナ禍中の下、町民と町が手を取り合い頑張らなければならない状況の中で、公共料金の値上げを今することは決して適切ではないと考えます。また町の受益者負担についての考え方が今一つ理解できません。

以上の理由で反対します。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 受益者負担について、明治の頃か、サミュエル・スマイルズの著書から自助自立の考えが波及し近代日本は築かれたとも言えます。自助自立の考えは国の基になってきたものです。受益者負担も同様なるものです。また長きにわたり安くここまでこられたことに感謝の意を表します。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 議案第81号吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の条例の一部改正につきまして、住民にとっては直接負担となることで大変難しい判断でしたが、吉富フォーユー会館も既に建設され30年近くが経過されています。経年劣化が出始めてきており今年も大ホールの床に水がたまり、その調査、修理など数年前から経費がかかっております。

このような大型施設につきましては、年間のメンテナンス料や外壁塗装等々、大型修理も今後予想されるために、今回の改正後の使用料の一部を、今後、基金等を積立てて修理費に充てることを切に要望して、私の賛成討論とします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

御異議がありますので起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第81号吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5. 議案第82号 よしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第82号よしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどと同じ理由で反対します。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第81号と同様の理由で賛成します。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 私も81号と同様の意見で反対します。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 長きにわたり安すぎた感がございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第82号を採決いたします。

御異議がございますので起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第82号よしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第6. 議案第83号 吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第83号吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これも先ほどと同じ理由で反対します。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第81号と同様の意見で賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 私も先ほどと同様の意見で反対します。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 改正後、近隣と同等もしくはまだ安いとのこと。ありがたく受け止めております。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第83号を採決いたします。

御異議がありますので起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第83号吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第84号 吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第84号吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどと同じ理由で反対します。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第81号と同様の意見で賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 私も先ほどと同様で反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 使用者にとって著しく使いにくくなる改正とは言えないと考え、賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第84号を採決いたします。

御異議がありますので起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第84号吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8. 議案第85号 吉富漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第85号吉富漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これも先ほどと同じ理由で反対します。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第81号と同様の意見にて賛成させていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 私も先ほどと同様の意見で反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 従来、近隣と比べ安いという説明がございました。その長きにわたり安くこられたことに感謝申し上げ、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第85号を採決いたします。

御異議がありますので起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第85号吉富漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第86号 吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第86号吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの二つの理由に加えて、もう1点、子育て支援センターに関しては町がこぞって支援すべき公共性のある子育てを担う施設であり、それに対して営利を目的としない町民に使用料は課すべきではないと思いますので、そのことも理由の一つに加えたいと思います。反対します。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第81号と同様の意見にて賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） このたびの改正で使用料をうたうことで借りられるんだという気づきを与えることができると考えます。つまり活性化につながります。

○議長（是石 利彦君） 私語を謹んでいただきます。反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第86号を採決いたします。

御異議がありますので起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第86号吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第10. 議案第87号 吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第87号吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 81号の理由に加えて、老人福祉に寄与するための施設の使用に使用料は取るべきではないと思います。これも反対理由に加えて反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第81号と同様の内容にて賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 改正により使用料を表示することで使えるんだという気づきを与えることができ活性化につながります。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第87号を採決いたします。

御異議がございますので起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（是石 利彦君） 賛成多数であります。よって、議案第87号吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11. 議案第88号 吉富あいあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第88号吉富あいあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 81号の理由に加えて、もう1点、健康の増進に限定した使用に使用料は取るべきではないということも理由に加えて反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 議案第81号と同様の意見にて賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 使用料を明示することで使用可なんだと気づきを与えられ活性化へとつながります。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第88号を採決いたします。

御異議がありますので起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第 88 号吉富あいあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 89 号 吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第 12、議案第 89 号吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 81 号と同じ理由で反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。山本議員。

○議員（5 番 山本 定生君） 議案第 81 号と同様の意見にて賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4 番 矢岡 匡君） 使用する関係者に尋ねました。すると、安い、まだ安いとの声をいただきました。

以上、賛成の討論といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。横川議員。

○議員（9 番 横川 清一君） 今回の全ての条例の改正、特に利用料の改正については何年も前から私ども改正の議案を出していただきたいと思っておりました。自助、公助、共助の精神に鑑みますと、今までの利用料が安かったのは、もともとの受益者負担を下げているので利用料を値下げしていたと私は考えております。

今回の条例の改正は、その受益者負担を元に戻す、元来の姿に戻すということで、今後の施設のメンテナンス、ランニングコストを、苦しい、厳しい財政状況の中で皆さんで負担していただき、今後とも持続可能で安全・安心な施設運営ができるものと確信して賛成意見といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第89号を採決いたします。

御異議がございますので起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第89号吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第90号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第90号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 私は、令和2年度一般会計補正予算（第12号）について、歳入では特別交付金や県補助金等を活用して将来負担の少ない効果的な対策がなされました。

歳出では、地域おこし協力隊導入業務委託料290万円が計上され、地域おこし協力隊導入に向けての取組を評価します。

農業振興費で1,507万7,000円が計上され、本町の農業政策の振興が図られました。

交通政策費80万2,000円はデマンド交通導入事業の備品購入費等で、高齢者社会における交通弱者の移動手段を確保するための導入であると考えられる、花畑町政の思いやりあふれるまちづくりへの前向きな姿勢が感じ取られました。

今後もさらなる本町の発展のために御尽力くださいますことを願い、賛成討論とします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 本補正予算には、微額ではありませんが交通政策費が上がっています。これは担当課の説明によると巡回バス経路見直しに対する消耗品という説明を受けました。

過去議会において一般質問等で巡回バスについての質疑を行う中で、再三、許可が得られないので改正は難しいという答弁をいただいてまいりましたが、担当課の説明によるとそういう御意見をいただきまして見直しができるということで、これは地域住民の要望、または議会からの要望を受けた町執行部から地域公共交通会議でご指摘を受けなかったとの説明を受けましたので、それは、この間の執行部の交通政策に対する真摯な取組が功をなしたというふうに評価し、賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 提案いたしましたオンデマンド交通と地域おこし協力隊について真摯に受け止めてくれ、しかもこの短い期間で修正及び取組を整えてまいりました。驚きの感嘆補正予算（第12号）と名づけたいぐらいです。

以上、賛成討論といたします。

○議員（7番 梅津 義信君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。10分後、11時10分です。よろしくお願いいたします。

午前11時01分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に再開いたします。

---

日程第14. 議案第91号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）に  
ついて

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第91号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正  
予算（第7号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号令和2年度吉富町国民健  
康保険特別会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第15. 議案第92号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第92号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第16. 議案第93号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について**

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第93号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第93号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第17. 議案第94号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）について**

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第94号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第94号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第97号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第13号）について

#### 日程第19. 議案第98号 財産の取得について

○議長（是石 利彦君） 次に、本日追加提案がございました、日程第18、議案第97号から日程第19、議案第98号までの2案件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、予算案件1件、契約案件1件について追加提案をし御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第97号は、令和2年度吉富町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

令和2年度道路更新防災対策事業、町道小犬丸界木線、佐井川橋補修工事について、年度中の工事完了が見込めなくなったため、当該工事に関わる予算を令和3年度に繰越すため繰越明許費を設定するとともに、令和3年4月1日から開始予定のデマンドタクシー運行事業について事業者の決定及び実施に当たっての協議並びに住民への周知等を事前に行う必要があるため、新たに債務負担行為を設定するものであります。

議案第98号は、財産の取得についてであります。

令和2年度吉富小学校タブレットパソコン購入業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号等の規定により、去る12月7日に見積書を徴し、富士通Japan株式会社九州支社が契約相手予定者に決定をいたしましたので、物品売買契約を締結し、この財産の取得をするに当たり条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については行政運営上、重要なものでございます。何とぞ慎重に御審議の上、

御議決くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第18、議案第97号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

ページを追っての質疑を行います。補正予算書1ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 補正予算書に入る前に、今、町長から追加提案に関して説明がありました。一言だけ総務のほうにお聞きしたいんですが、今、概要書を配っていただいたんですが、タイムラインが一番下に書いてあります。5時26分は時間外になるので、これは消したやつと差替えをしたほうがいいのではないかと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） すみません、今、お手元に配っております提案理由、述べられたもののタイムラインが入っております。

私が作成しておりますので、時間外と言えれば17時15分以降になりますので、すみません、今回につきましては、その部分、抹消をしていただければと思います。

以後、今まで同様の形で提出をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（是石 利彦君） 補正予算1ページよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 第1表、繰越明許費補正、2ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） いらん世話やいてごめんなさい。せっかく働き方改革が叫ばれている中、こういうの残さん方がいいかなと思ったので、すみません。繰越明許費補正の中で道路更新防災対策事業、先日の説明で佐井川橋の補修工事という話でした。これちょっと何点が聞き足りなかったことをお聞きします。

今回、構桁をあそこに頼んで来年にしか入ってこないという、これは契約前には分からなかったのか、入札前には分からなかったのかということと、それは設計会社から何かそういう、橋桁の設計があつてからの当時、入札なんで、設計会社のほうから何かそういう指定がなかったのか、そこら辺について教えてください。

○建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

佐井川橋の補修工事につきましては、当初予算で工事費と設計委託を議決いただきました。年度早々には設計委託を発注し、設計の成果品が7月10日に納品されました。その際に、構桁については発注から3カ月で納品ができるということで設計会社のほうから、そういった返答がご

ございました。

その後、入札をし受注業者が3社から構桁の製作及び見積り等について協議をしたところ、受注が多く年度内の納品は厳しいということがございまして、今回、繰越しの提案をさせていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 繰越しになるので、また次回、細かいことをお聞きしたいと思いますが、あと今回、工事が延びるということで今回工事するときに吉富側から行くと左側の民有地の部分に歩行者の迂回路と言うんですかね、あれを造るって言ったけど、その民有地に関してもしっかり契約更新とか何か費用がかかってきたりしないのかなというようなところを1点お聞きしたいのと、あと今回の工事が長引くことによって救急車とか消防車とかのいわゆる救急車両、これの取扱いがどうなっていくのか、どういうふうになっているのか、支障はないのか、その辺について教えてほしいです。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 佐井川橋の補修工事に伴いまして、民有地をお借りするという事で地権者の方とはお話をさせていただいて同意をいただいております。

ただ、実際の工事の着手が来年の夏以降となりますので、その点も含めて年度内には保障の契約をし執行だけはするようというふうに考えております。

仮設の歩道の設置に伴いまして、例えば救急車であるとか消防車等の救急車両につきましては、それ以外の他のし尿処理の清掃、そういったもろもろの関係機関には工事期間等を周知して支障のないようにやるというふうには考えております。

それから、中学校の通学路でもありますので、当然、中学校、それから町内の巡回バス等にも影響をしておりますので、関係課とは十分協議をし最小限で住民の方にはご迷惑をかけないような手立てをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） すみません、工事のことがあまり詳しくないので分からないんですけど、今回、延びたことよって要は使えない期間が延びるのか、それとも工事自体がそのまま後ろに下がることで、結局かかる期間は変わりませんとなるのか、その根本的なことを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 構桁の納品が5月連休明けというふうに業者から聞いております。

その前段として4月には仮設ですね、大型土のうを設置して作業ヤードを造る、それから仮歩道

を設置するという一方で、おおむね4月から6月前、と言いますのは佐井川の非出水期にしか工事ができないということもございまして、一時的に5月中は工事はしますが、その間ちょっと工事を中断しなければならない状況でございまして、非出水期を過ぎたおおむね10月から改めて工事を再開、そして工期的にはいろいろな天候等も左右されますので、令和4年3月をめどに工期の設定をしようというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございせんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 公共工事においては、金額、工事内容によって工事の期間が決まっていると思いますが、今回は入札後から3月の半ばということでしたが、それは工期内ということでの認識でよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 工期につきましては、今、山本議員のほうから質問があり答弁しましたように、製作には3カ月ということから、年度内、3月25日までの工期で工事が完了するという見込みから工期を設定しておりますので、工期としては取りきれるといふふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 第2表、債務負担行為補正、3ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今度はデマンドタクシーなんです。先日の説明で300円で乗合せていう話でした。大体、3台として1台に何人乗る予定でルートを考えて、4人いっぱいいっぱい乗る前提での運行なのか、3人、いわゆる助手席、後ろ2人の3人での運行なんですか。そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） お答えいたします。

デマンドタクシーにつきましては、普通乗用車タイプのもので用意しようと考えておりますので、多いときで最大4人を一応考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この間、少し課長には話したんですけど、福島県小高町という町があつて、今、南相馬市に合併しているんですけども、その小高町が二十数年前からずっとデマンドタクシーをしておりました。それを知って、私、まだ当時、中家町長だったんですけど、

議会でこういうのがあるからぜひ検討してほしいということを行いました。その後、今富町長の時代になって資料も提出いたしました。それで、今回これが実現するというので、とてもうれしく思っております。やってみてこれからいろんな改善点も出てくる、まず出発してよりよい方向にずっといくのではないかなというふうに期待しております。

それで、質疑というのはこの小高町が、今、南相馬市に合併するときの合併の条件の一つに、小高の町の人たちはこのデマンドタクシーは小高区においては続けてほしいということで条件をつけて合併を承諾したということだったんですね。

この小高町のタクシーに愛称がありまして、おだかeーまちタクシーと言う名前をつけられていました。本町でもぜひこういう愛称をつけていただけたらいいのではないかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 今回のデマンドタクシー、今のところ名称等は考えておりませんが、この辺につきましては今後しっかりと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、4ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありますか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 令和2年度一般会計補正予算（第13号）についてです。

第1表の繰越明許費補正について、公共工事については業者間の競争が確保された魅力ある案

件か、そうでないか、発注時期の問題、現場施工条件、周辺環境、必要工期や配置予定技術者を確保しているかどうか、様々な問題により左右されることになると思われます。

特に今回のような河川に架かる橋梁の補修工事については、当初、発注された時期が年度後半だったことから、河川内工事特有の工程を考慮した必要工期が確保されているかどうか、高額の仕事ほど条件の不利な工事になってしまうことがあります。結果として超過額が頻発するような傾向にあると聞き及んでいます。

このようなことから、来年度以降の工事を発注する際は今回の事案を生じさせないため、前年度から入念な準備を行い早期発注に努めていただきたいと意見を添えて賛成討論とします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第97号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第13号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第98号財産の取得についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。

教務課長。

○教務課長（別府 真二君） それでは、議案第98号について御説明申し上げます。

議案第98号財産の取得について、次のとおり財産を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例昭和39年条例第93号第3条の規定により議会の議決を求める。

1、財産の名称、吉富小学校タブレットパソコン。

2、納入場所、吉富町大字広津665番地1。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、3,476万円。うち取引にかかる消費税及び消費税額316万円。

5、相手方、福岡県福岡市博多区東比恵3-1-2、富士通Japan株式会社九州支社、支社長、井手口敏。

経緯について御説明をいたします。

令和2年12月7日、随意契約により見積書を徴した結果、富士通 J a p a n 株式会社九州支社が契約相手予定者に決定いたしましたので、契約を締結しこの財産を取得にするに当たり条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

購入予定の備品は、文部科学省によりますG I G Aスクール構想に伴う1人1台用タブレットパソコン322台であります。

本事業は、全国の自治体が一斉に今年度中の整備を進めているものであり、本町におきまして令和2年度中の整備完了に向け準備を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の小学生のタブレットの購入に関してなんですけど、ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

ちょっと私、今、資料が令和元年度のものしか持っていないんですけど、小学校の生徒数が当時が391人、今回の購入台数で全部で391台になるんですが、これで全生徒が一斉に使えるようになるのかというのが1点、これ先生も含め数が足りるのかということです。

もう一つ、型番と言うか、機種、これは同じと言うか、今までの分と同条件なのか、というのは要は周辺機器とかソフト面とかでの連携ができるかどうかという、それは十分、分かってのことなんでしょうけど、ちょっとそこだけ確認させてください。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

必要台数として391台でございます。ただし先行して取得したものが90台、今回取得したものが322台となります。整備総数としては412台であります。

台数の内訳としましては、全児童に行き渡るだけの台数、それからそれぞれの教員の方々に対する15台、それから予備機として6台保持したいと考えておりますので、総台数としては412台となります。

ただし、必要台数とされるところでいくと391台というのが補助金の対象となりますので391台でさせていただいております。

中身について、先行取得したパソコンと同等のもので、同内容のものを整備したものを配置する予定としております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） もう1点確認させてください。先に認めた予算で、今度、無事取得ができたんですけども、先に質問したときに自宅学習にも使わせるということなんですけども、万が一、低学年だと落としたりして故障した場合のメンテナンス料はこの取得については含まれているのでしょうか。含まれていないのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） まず1点目でございます。

今のところ、通常の学級運営の際に持ち帰ることまでは想定はしておりませんが、今回、モバイルルーターの整備費用というのも御提案いたしまして御議決いただいております。万一、再度の長期の臨時休校によってはタブレットの持ち帰り等も整備する以上は検討すべき視野に入れて、有効活用していただけるように学校側とも協議していきたいと思っております。

故障については、なるべく上等なものが今回の整備するパソコンでございます。ただし、多少落としたぐらいでは壊れないというものでございますので、そういったところで壊れないような物を整備するんですが、万が一、壊れた場合は予備機として対応しています6台で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 国の補助のことで確認をお願いいたします。

夏前でしたか、私、新聞の記事で1次補正予算で国の補助として1台につき4万5,000円を上限に特定警戒都道府県だった福岡県も含めて8月末までの配備を促していたという記事を読んだ記憶があります。その補正で2,292億円というのが用意されたという補助、これに当たるんですか。それとも、その後、変わってきたんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） お答えいたします。

今回、整備するパソコンの台数は令和元年度5月1日時点の391名に対する3分の2相当額であります。児童数でいきますと261名、それに対して1台当たり4万5,000円の国費補助となりますので、合計で1,174万5,000円が国庫補助として既に交付決定がされております。

そのうち、9月補正のときに御提案さしあげた総額であります。3,700万円に対しまして国費として1,174万5,000円になります。残りの2,525万5,000円につきましては、コロナ対策臨時交付金を充当して活用したいというところではございましたが、この運用については変わっておりません。ただし、今回、総額が3,700万円相当から3,476万円相当に変わったことによって、コロナ対策交付金の充当する金額が2,301万5,000円と減少され

たということでございます。

以上であります。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第98号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第98号財産の取得については、原案のとおり可決することに決しました。

ここで町長から皆様に御挨拶がございます。町長。

○町長（花畑 明君） 議員の皆様にお礼の御挨拶を申し上げます。

長期間にわたっての慎重な御審議、大変お疲れさまでした。今回の定例会に執行部から提案をさせていただきました全ての議案に対しまして、原案どおりの御議決または御同意を賜りました。そのことにお礼を申し上げる次第です。

条例案件につきましては、まず奨学金条例の改正につきまして学ぶ機会の充実等を今後も皆さんからいただきました大切な御意見を真摯に受け止め、よりよい制度づくりに努めてまいります。

また、各公共施設の使用料の改正につきましては、利用者への事前周知を十分に行い、御理解もいただきながら、さらなる利用促進に、また使いやすさに向けて各施設の充実も図っていきたいと考えております。

また、予算の執行につきましても、今回の補正予算も含め現予算を最大限効率的に活用し、少数意見にもしっかりと耳を傾け、効果的な事業実施を確実に実行できるよう全職員一丸となって取り

組んでまいりたいと考えております。

令和2年もあと2週間程度となりました。振り返りますと1年前には予想だにできなかった、この新型コロナウイルス感染症拡大への対応に追われた1年であったと感じております。今も全国的に拡大は広がりを見せ、福岡県も福岡コロナ警報を発令、私たちの町にも静かに広がろうとしておりますが、療養中の方が1日も早く御回復されることを願いつつ、今後も感染拡大の状況に注視し拡大予防対策をしっかりと継続していかなければならないと強く思っております。

また、迎える年がどうか住民の皆様にとって、そして議会議員皆様にとっても笑顔のあふれる、そして心が上を向くすばらしい年となりますことを願うばかりです。

これからも職員一同、全力で行政運営を行ってまいりますので、今後とも御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

結びになりますが、これからいよいよ本格的な寒さもやってまいります。議員の皆様もどうかお体を御自愛いただき、希望に満ちた年、新しい新年をお迎えください。本年も本当にありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） ありがとうございます。

では、執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

---

## 日程第20. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（是石 利彦君） 日程第20、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会、予算決算委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定をいたしました。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時45分閉会

---